

3年生 消費者教育を行いました

令和3年12月7日(火)、3年生に対して消費者教育を行いました。島根県消費者センター 佐藤先生をお招きし、「かしこい消費者になろう!」と題して消費教育についてご講演いただきました。ありがとうございました。

- <内容>
- 島根県消費者センターとは
 - 「契約」って何だろう?
成年年齢の引き下げによって、保護者の承諾なしに自分だけで契約ができる反面、責任もついてまわることについて
 - 若者を狙う悪質商法
 - 消費者トラブルにあわないために
 - 困ったときの相談
消費者ホットライン ☎188 で消費者生活相談窓口へ

